

鉛受診票記入例及び作業コード表

特殊検診受診票(鉛)

受診日 令和3年1月1日 コース

表面

事業所
所属
部署

フリガナ

氏名

個人番号

生年月日

年齢/性別

黒塗の箇所は記入する必要はありません
氏名、生年月日等に間違いがないかご確認をお願いします。

登録番号

記入見本

1 2 3 4 5 6 7 8 9 0

検査項目

血中鉛

健診時期

雇入れ

配置換え

定期

前回回答された業務歴を参照ください。

赤枠内を記入、または修正してください

業務歴

作業コード

年数

0 9

1 8 年

0 8 ヶ月

※該当する作業コードを裏面(作業コード一覧)より選択してください

●現在業務歴 前回回答情報

受診日:
受診番号:

自覚症状	他覚	自覚症状	他覚	自覚症状	他覚	自覚症状	他覚
特になし <input type="radio"/>	<input type="radio"/>	腹部の痙攣等消化器症状 <input type="radio"/>	<input type="radio"/>	筋肉痛 <input type="radio"/>	<input type="radio"/>	睡眠障害 <input type="radio"/>	<input type="radio"/>
食欲不振 <input type="radio"/>	<input type="radio"/>	四肢の神経麻痺 <input type="radio"/>	<input type="radio"/>	蒼白 <input type="radio"/>	<input type="radio"/>	焦燥感 <input type="radio"/>	<input type="radio"/>
便秘 <input type="radio"/>	<input type="radio"/>	知覚異常等の末梢神経症状 <input type="radio"/>	<input type="radio"/>	易疲労感 <input type="radio"/>	<input type="radio"/>	その他 <input type="radio"/>	<input type="radio"/>
腹部不快感 <input type="radio"/>	<input type="radio"/>	関節痛 <input type="radio"/>	<input type="radio"/>	倦怠感 <input type="radio"/>	<input type="radio"/>		

自覚症状(複数可)

該当する欄に○を入れて下さい。

医師氏名

既往歴

既往歴

使用している鉛に関連した既往歴の名称を記入して下さい。

作業条件の調査

通常作業での平均的な使用頻度

5 日/週

0 8 時間/日

作業工程の変更

あり

なし

わからない

取扱量・使用頻度の変更

増えた

減った

変化なし

局所排気装置の使用

常に使用

時々使用

使用なし

設置なし

保護具の使用

常に使用

時々使用

使用なし

使用保護具

保護手袋

防毒・防塵マスク

その他の保護具

当該化学物質に大量ばく露の有無

あった

なかった

わからない

作業条件の調査

該当する欄に○を入れて下さい。
不明な点は担当者へご確認下さい。

裏面

作 業 コ ー ド 一 覧 表

01	鉛の製錬又は精錬を行う工程における焙焼、焼結、溶鉱又は鉛等若しくは焼結鉱等の取り扱いの業務(鉛又は鉛合金を溶融するかま、るつぼ等の容量の合計が50リットルを超えない作業場における450度以下の温度による鉛又は鉛合金の溶融又は鑄造の業務を除く。コード02から07まで、12及び16において同じ。)
02	銅又は亜鉛の製錬又は精錬を行う工程における溶鉱(鉛を3パーセント以上含有する原料を取り扱うものに限る。)、当該溶鉱に連続して行う転炉による溶融又は煙灰若しくは電解スライム(銅又は亜鉛の製錬又は精錬を行う工程において生ずるものに限る。)の取り扱いの業務
03	鉛蓄電池又は鉛蓄電池の部品を製造し、修理し、又は解体する工程において鉛等の溶融、鑄造、粉碎、混合、ふるい分け、練粉、充填、乾燥、加工、組立て、溶接、溶断、切断若しくは運搬をし、又は粉状の鉛等をホッパー、容器等に入れ、若しくはこれらから取り出す業務
04	電線又はケーブルを製造する工程における鉛の溶融、被鉛、剥鉛又は被鉛した電線若しくはケーブルの加硫若しくは加工の業務
05	鉛合金を製造し、又は鉛若しくは鉛合金の製品(鉛蓄電池及び鉛蓄電池の部品を除く。)を製造し、修理し、若しくは解体する工程における鉛若しくは鉛合金の溶融、鑄造、溶接、溶断、切断若しくは加工又は鉛快削鋼を製造する工程における鉛の鑄込の業務
06	鉛化合物(酸化鉛、水酸化鉛その他の厚生労働大臣が指定する物に限る。以下この表において同じ。)を製造する工程において鉛等の溶融、鑄造、粉碎、混合、空冷のための攪拌、ふるい分け、か焼、焼成、乾燥若しくは運搬をし、又は粉状の鉛等をホッパー、容器等に入れ、若しくはこれらから取り出す業務
07	鉛ライニングの業務(仕上げの業務を含む。)
08	鉛ライニングを施し、又は含鉛塗料を塗布した物の破砕、溶接、溶断、切断、鋳打ち(加熱して行う鋳打ちに限る。)、加熱、圧延又は含鉛塗料のかき落しの業務
09	鉛装置の内部における業務
10	鉛装置の破砕、溶接、溶断又は切断の業務(コード09に掲げる業務を除く。)
11	転写紙を製造する工程における鉛等の粉まき又は粉払いの業務
12	ゴム若しくは合成樹脂の製品、含鉛塗料又は鉛化合物を含有する絵具、釉薬、農薬、ガラス、接着剤等を製造する工程における鉛等の溶融、鑄込、粉碎、混合若しくはふるい分け又は被鉛若しくは剥鉛の業務
13	自然換気が不十分な場所におけるはんだ付けの業務(臨時に行う業務を除く。コード14から16までにおいて同じ。)
14	鉛化合物を含有する釉薬を用いて行う施釉又は当該施釉を行つた物の焼成の業務
15	鉛化合物を含有する絵具を用いて行う絵付け又は当該絵付けを行つた物の焼成の業務(筆若しくはスタンプによる絵付け又は局所排気装置若しくは排気筒が設けられている焼成釜による焼成の業務で、厚生労働省令で定めるものを除く。)
16	溶融した鉛を用いて行う金属の焼入れ若しくは焼戻し又は当該焼入れ若しくは焼戻しをした金属のサンドバスの業務
17	動力を用いて印刷する工程における活字の文選、植字又は解版の業務
18	コード01から08まで又は10から17までに掲げる業務を行う作業場所における清掃の業務